奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱

平成30年6月11日奈良市教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する放課後児童健全育成事業施設(以下「バンビーホーム」という。)に通所する児童に昼食を提供し、もって児童の健全育成の増進に寄与することを目的として実施する、バンビーホームにおける昼食提供事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業により昼食の提供を受けることができる者は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。)第4条第1項の承認を受け、当該バンビーホームに通所している児童(以下「対象児童」という。)とする。

(実施日)

- 第3条 対象児童への昼食の提供は、次に掲げる日(奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)第2条第2項に規定する休所日を除く。)(以下「実施日」という。)に実施する。
 - (1) 奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)第4条第1項第3号から第5号までに規定する休業日(土曜日及び8月13日から15日までの期間を除く。)
 - (2) その他教育委員会が定める日

(利用者登録)

第4条 事業を利用しようとする対象児童の保護者(以下「利用者」という。)は、 教育長が別に定める基準日までに電子申請システム(電子計算機を利用して事業 の利用申請を行う情報処理システムをいう。以下同じ。)により利用者登録を行 わなければならない。

(利用の決定)

第5条 教育長は、前条の登録を受けたときは、速やかに事業の利用の可否を決定 し、教育長が別に定める方法で通知するものとする。

(利用の申請)

第6条 前条の規定により、事業の利用を承認された利用者は、電子申請システム により別に定める日までに利用日を申請しなければならない。

(利用料)

- 第7条 利用者は、対象児童1人につき1食当たりの費用負担額250円に食数(第3条の実施日の各期間の昼食提供最終日に集計した数をいう。)を乗じた額(以下「利用料」という。)を負担しなければならない。
- 2 利用者は実施日の各期間の昼食提供最終日が属する月の翌月26日(その日が 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日 又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日 又は土曜日でない日)までに、利用料を市が発行する実費納入通知書により一括 して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育長は、条例第7条の規定により児童育成料の 減免を受けている利用者については、児童育成料の減免を受けた月に係る利用料 を減免するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育長は、奈良市児童生徒就学援助費支給規則(平成27年奈良市教育委員会規則第21号)に基づき就学援助費の支給を受けている者については、就学援助費の支給の認定を受けた月に係る利用料を減免することができる。
- 5 前項の規定により減免を受けようとする利用者は、奈良市放課後児童健全育成 事業施設昼食提供事業利用料減免申請書(別記第1号様式)を減免を受けようと する実施日の各期間の昼食提供最終日が属する月の末日までに教育長に提出し なければならない。
- 6 前項の申請書が提出された場合は、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免決定通知書(別記第2号様式)により減免を決定し、該当しな

い場合は奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免却下通知書 (別記第3号様式)により利用者に通知する。

(警報による昼食提供の中止等)

- 第8条 実施日の午前7時の時点で本市の区域内に大雨、洪水、暴風等の警報又は 特別警報(以下「警報等」という。)が発令されている場合、その日の昼食の提供は中止する。
- 2 前項の場合においては、1食あたりの費用を徴収しない。
- 3 実施日の午前7時後午後0時前に警報等が発令された場合、利用者は昼食利用 の中止の申出をすることができず、その日の1食あたりの費用を負担しなければ ならない。

(昼食提供の停止)

第9条 利用者が第7条第2項に規定する利用料の納付期限を徒過して1箇月以上 利用料の支払を滞納した場合、教育委員会は、利用料の納付期限から1箇月を経 過した日以後の当該利用者の申請を受付しないことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成30年6月11日から施行する。

附 則(平成30年6月29日奈良市教育委員会告示第14号)

この告示は、平成30年6月29日から施行する。

附 則(令和元年7月8日奈良市教育委員会告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免申請書

(宛先)奈良市教育委員会教育長

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱第7条第4項に基づき、 奈良市児童生徒等就学援助費の受給認定月に関し、次のとおり奈良市放課後児童健全 育成事業施設昼食提供事業の利用料の減免を申請します。

なお、減免認定のために必要があるときは、奈良市児童生徒等就学援助費の受給状況について教育委員会が調査する場合があることに同意します。

	· · -	
バンビーホーム名		
児童氏名	学年	年

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免決定通知書

様

奈良市教育委員会 教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

バンビーホー	·ム名				
児童氏名		学	年	年	
減免決定月					
年	月	から	年	月まで	

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免却下通知書

様

奈良市教育委員会 教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料の減免について、次のとおり却下しましたので通知します。

バンビーホーム名							
児童氏症	名			学年		年	
理由	減免申請期間 却下理由	年	月	から	年	月まで	